

平成27年(行ウ)第15号 年金減額改定処分違憲訴訟

原告 藤末 譲外

被告 国

意見陳述書

平成28年3月28日

熊本地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告 岡崎秀子

第1 はじめに

私は、1936年2月7日生まれで現在80歳でございます。原告の一人の岡崎秀子と申します。本日は、天草から出て参りました。

私は、高校を卒業すると同時に、地元苓北町にある私立保育園に勤務し19年間務めました。私の厚生年金の最低の納入期間は20年でしたので、私は、その後も職を探し、近所の電気店の集金や配達の仕事を続けました。その結果、245ヶ月分を収めることができ、年金受給の資格を得ました。

その後、65歳になった平成13年からは、老齢厚生年金として年額52万7900円と老齢基礎年金として年額55万1900円の合計107万9800円を受給しました。その後、さらに年金額は切り下され、今回の裁判の対象となっています平成25年の1%減額で、1万800円下がって、104万5300円となりました。

さらに、介護保険料と後期高齢者医療保険料として11万円弱が天引きされますので、手元には月額7万8000円程度の年金です。

現在は、私の夫も健在ですが、将来、私が夫かどちらかが先立つことになり、一人暮らしとなつたとき、その後も、果たして生活していくのか大変不安です。

第2 教育費の負担やその他の生活の負担

これから申し上げることは、私的なことで誠に恥ずかしく、心の奥底にしまっておきたいことですが、今回の年金切り下げの問題を考え、我が国の年金制度、高齢者を含めた社会全体の在り方について、大変危機感を覚えました。人は皆、幸せそうに笑顔でいても、本当は苦しみ、悲しみを背負って生きているものだと開き直って、私のことをお話ししようと思います。

私ども夫婦には2人の子がおります。この二人の教育費を賄うもの大変で、子ども達はもちろん奨学金を受けながら、アルバイトもして地元の高校を卒業しました。けれども天草には大学はありません。子ども二人を遠く離れた土地に大学に通わせるためには、奨学金だけでは足りず、借り入れをしなければなりませんでした。

その返済は、奨学金も含めて、実際には夫の年金を充てて参りましたので、もらった年金をすべて生活に充てられるのではないのです。

また、私どもの息子は苦労して大学を出て就職できたのですが、働き始めてすぐに多発性硬化症という難病にかかってしまい、その治療のために天草に帰ってきました。この病気は、脳の中が障害され、突然筋肉の力が弱まったり、目玉が動かなくなったり、身体の半分の感覚がなくなって熱さも冷たさもなくなったり、失禁してしまうこともあります。症状が出るたびに、1週間ほど点滴を続けなければなりません。

息子は、治療に専念したのですが、とうとう仕事はできなくなりました。しかし、息子自身は、苦労してでも、身体が不自由でも仕事をしたいと願い、地元で必死に就職先を探して、2度就職はしました。けれども、

本人の願いもむなしく病気は再発し、退職を余儀なくされました。その後も就職できないまま自宅で一緒に生活しています。息子は収入がないため、失禁のためのオムツ代も実際には私どもの年金で賄っています。

私自身も、70歳のときに悪性リンパ腫、脳腫瘍、縁内障と大変多くの病気をもって通院をしています。元気だった夫も、3年前に脳梗塞を患い、月に1度の通院をしています。

このように、子どもの教育費を年金で賄ったり、70歳を超えて病院に通っている方は決して少なくないと思います。

第3 普段の生活

教育費の返済や医療費の出費に追われてはいますが、私どもは決して楽をしたいとか、贅沢をしたいわけではありません。

私ども3名の暮らしはすべて質素です。食費は切り詰めて一汁一菜、夕食も昼に作ったものを短時間で済ませ、すぐに消灯し、机の上の電気スタンドだけをつけて新聞や本などの読み物をする程度です。衣服も30年前に買った服を着て、下着や靴下を時々買う程度です。住居も来客以外はエアコンも使いません。

こんな生活でも、今の体調を維持していればこそで、この先、誰かが入院しようものなら、本当に「老人破産」です。

第4 年金について

色々と述べさせて頂きましたが、親として私たちが亡き後、息子の年金のことが気がかりです。息子が職場でかけた数ヶ月間の厚生年金と、その後、無収入になってからの減免期間の数年間でどれだけの年金になるのか、この子を残しては先に死ねない親の素直な気持ちです。

今、長く続く若者の労働条件の悪化で国民の年金不払いが増えていると聞きます。しかし、かつて若者だった高齢者も、歳を取ってしまうと若者と同じように働くことはできません。高齢者にとって年金は命綱な

のです。

政府は、少子高齢化を言い分にして、マクロ経済スライドと名付けて、今後、30年間にわたって、年金を2割か3割も下げ続けることを計画しています。この問題は、30年後の年金の問題です。現在は、私ども高齢者の問題であるようにみえますが、実は、ここにおられる、まだお若い皆様方にも関わる問題だと言うことはおわかり頂けると思います。

また、私には幸い厚生年金がありますが、国民年金だけの収入の方は、年間50万円程度、月額4万数千円で、いったいどのように生活をするのでしょうか。政府は夫婦2人の生活であれば大丈夫だというようですが。しかし、もし夫婦の片方が先立ったとき、残された者は一人の年金では生活できないことは目に見えています。そのことを知りつつ、政府は高齢者の生活の実態に目をつむって、さらに、年金を下げ始めました。怒りがこみ上げてきます。

このままでは年金受給者は、憲法25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活はできません。政府は、すべての国民の生活を守る義務を負っています。現在の年金の下げ方は憲法違反そのものです。これで裁判所が何も言わないのであれば、憲法違反を放置することになります。

高齢者はみな悲鳴を上げています。これで私の意見陳述を終わりります。

以上